

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 又は第7号により随意契約をすることができる 場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められると き、又は時価に比して著しく有利な価格で契 約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要 美術館では、平成23年度に、約4,000点 の所蔵品情報の管理と、利用者への情報提 供を目的として所蔵品のデータベースと ホームページを作成し、平成30年度にはデ ザイン及びシステムをリニューアルした。 本契約は、その情報管理・公開システムの 運用保守管理、システムデザインおよびデ ザイン変更を委託するものである。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の 説明 美術館の所蔵品情報管理・公開システムに ついては、岐阜IT協同組合が構築したもの であり、以後、毎年運用保守管理を同組合が 受託している。 本業務を他の業者に引き継ぐためには、シ ステムの再構築やサーバ移転等が必要とな り、そのためには多大なコストと時間を要す ることとなる。 また、現在の受託業者である同組合は、こ れまでの運用の中で特にトラブルがないだ けでなく、美術館の求める新しい要望にも適 切に対応している。 以上を踏まえ、時価に比して著しく有利な 価格で契約を締結することができる見込み があるばかりでなく、安全確実に運用保守管 理、システムデザイン及びデザイン変更を委 託することができるのは岐阜IT協同組合 において他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。